

# 日本戦略 MG 教育学会会則

日本戦略 MG 教育学会

*JAS・MGE (Japan Academy of Strategic Management Game Education)*

日本戦略 MG 教育学会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、日本戦略 MG 教育学会 (Japan Academy of Strategic Management Game Education) と称する。
- 第2条 本会は、戦略 MG 教育に関する学術研究及びその水準向上のために寄与すると共に、会員相互の交流を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、事務局を会長の指定する場所に置く。
- 第4条 本会は、必要な地区に支部を設けることができる。支部の設置及び廃止は、当該地区的会員発起により、会員総会の承認を受けて行う。支部組織及び運営に関する細則は、別にこれを定める。
- 第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 大会及び研究会の開催
  - (2) 会員の研究に関する連絡・交流及び共同研究の組織化
  - (3) 会報その他刊行物の発行
  - (4) 戦略 MG 教育に関する調査研究並びに資料の作成
  - (5) 内外関係学会との連絡・交流及び資料の交換
  - (6) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は、消費者教育に関心を有し、かつその学術的な研究交流及び実践交流を指向する者とし、次の3種に分類する。
- (1) 名誉会員：研究業績又は本会に対する貢献度が顕著で、理事会が推薦し、総会で承認された者。
  - (2) 正会員：各自の専攻分野における研究・教育・実践に従事し、すでに研究業績又は社会的活動の実績を有するもの。
  - (3) 維持会員：本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する者。
- 第7条 本会に、名誉会長、顧問を置くことができる。
2. 名誉会長は、理事会の承認を得て会長経験者より、会長が委嘱する。  
顧問は理事会の承認を得て会長、副会長経験者より、会長が委嘱する。
  3. 名誉会長、顧問は本会の運営発展のために、会長の諮問に応じて助言することができる。
- 第8条 会員は、当該年度の4月30日まで（新入会員は、その年度に限り入会承認の時）に所定の会費を納入しなければならない。
2. 会費の年額は、次のとおりとする。
- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 名誉会員 | 会費は徴収しない |
| (2) 正会員  | 3,000円   |
| (3) 維持会員 | 30,000円  |

- 第9条 本会に入会しようとする正会員については、正会員の推薦により書面をもって理事会に申し込み、その承認を得なければならない。維持会員については、正会員が推薦する者につき理事会において承認する。入会者の会費は、入会年度から徴収する。
- 第10条 退会しようとする会員は、退会届を学会事務局に提出し、理事会の承認を受けるものとする。  
2. 会員が3年以上にわたり会費を滞納した時は、理事会の決定によって、退会とができる。
- 第11条 次の各号に該当する会員は、理事会の議を経て除名することができる。  
(1) 本会の名誉を傷つけた者  
(2) その他本会の運営に重大な支障を及ぼした者

### 第3章 役 員

- 第12条 本会に次の役員を置く  
(1) 会長 1名  
(2) 専務理事 1名  
(3) 理事 (支部長、事務局長を含む) 24名以内  
(4) 評議員 30名以内  
(5) 運営幹事 若干名  
(6) 監事 2名
- 第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。  
専務理事は、会務を統括する。  
理事は、理事会を組織し、会務を審議執行する。  
評議員は、評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ会務一般を審議する。  
運営幹事は、会長及び専務理事を補佐し、庶務を担当する。  
監事は、会計を監査する。
- 第14条 会長は、理事の選挙による。専務理事は、理事会の承認を得て会長が理事の中から指名する。  
理事の選出は、正会員の選挙による。  
評議員は、会長が理事会にはかり正会員の中から選任し、これを委嘱する。  
監事は、会長が理事会にはかり正会員及び維持会員の中から選任し、これを委嘱する。  
支部長は、支部ごとに会員が選挙で決定し、自動的に理事となる。  
事務局長は、会長が指名して理事となる。
- 第15条 役員の任期は3年とし、再任は妨げない。役員に欠員を生じた場合は、理事会が後継者を決定し、その任期は前任者の残存期間とする。

### 第4章 会議及び部会

- 第16条 本会会議は、会員総会・理事会及び評議員会とし、この事務分掌をする事務局を置く。

2. 会員総会は、毎年度 1 回、理事会及び評議員会は、会長が必要と認めた場合、あるいは当該役員の半数以上が必要と認めた場合に、これを召集する。
3. 会員の総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業報告及び決算
  - (2) 事業計画及び予算
  - (3) 重要な財産の処分
  - (4) 支部の設置及び廃止
  - (5) 会則の変更
  - (6) 理事及び監事の選任
  - (7) 役員の解任
  - (8) その他本会の運営上重要な事項

第 17 条 本会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、会長が決定する。

第 18 条 本会は理事会の承認を得て、専門研究部会及び地方研究部会を設けることができる。

## 第 5 章 会 計

第 19 条 本会の財政は、会費その他の収入で運営する。

第 20 条 本会の会計年度は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

第 21 条 本会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

## 第 6 章 事 務 分 掌

第 22 条 事務局長は、会長・専務理事・理事会にかかる庶務を処理する。

事務局には、事務局長とこれを補佐する事務局員を置くことができる。

付則 本会則は設立総会時から施行する。